

日本脳炎定期予防接種関連法規
(関係条項抜粋)

1. 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）

第1条の2

法第3条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第3条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

（関係部分抜粋）

疾 病	日 本 脳 炎
定期の 予防接種の 対象者	一 生後六月から生後九月十月に 至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者

2. 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）

第5章 日本脳炎の予防接種

（第1期予防接種）

第15条

日本脳炎の第1期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチン又は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを6日から28日までの間隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。ただし、接種量は、3歳未満の者にあつては0.25ミリリットルとする。

2 日本脳炎の第1期の予防接種の追加接種は、第1期予防接種の初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に日本脳炎ワクチン又は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。ただし、接種量は、3歳未満の者にあつては0.25ミリリットルとする。

3 第1項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第6条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令第1条の2の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第1号に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、第1項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

(第2期予防接種)

第16条

日本脳炎の第2期の予防接種は、日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。